

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規則において「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

### （虐待の防止）

第7条の3 条例第40条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

（1）当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2）当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### （衛生管理等）

第36条の2 条例第111条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

（1）当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

（2）当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

## 第11章 特定施設入居者生活介護

### （従業者の配置の基準）

第85条 条例第218条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

（1）生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上

（2）看護職員（条例第218条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。）又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員数は、次のとおりとすること。

（ア）利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

（イ）利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

（3）機能訓練指導員 1以上

（4）計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 条例第218条第2項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

（1）生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1人以上

（2）看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員数は次のとおりとすること。

（ア）総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

（イ）総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

（3）機能訓練指導員 1以上

（4）計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

- 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
  - 6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
  - 7 条例第218条第4項の規則で定める場合は、利用者(第2項の場合は、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合とする。
  - 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。  
(管理者の兼務)
- 第86条 条例第219条ただし書の規則で定める職務は、当該指定特定施設における他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。  
(設備)
- 第87条 条例第220号第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第220号第4項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。
    - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
    - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
    - ウ 地階に設けてはならないこと。
    - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - (2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。
  - (3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。
  - (4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
  - (5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
  - (6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 4 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。  
(電磁的方法による手続)
- 第88条 条例第221条第1項の規則で定める方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。  
(利用料等の受領)
- 第89条 条例第225条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。
- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
  - (2) おむつ代
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの  
(身体的拘束等の適正化)
- 第89条の2 条例第226条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。  
(記録の整備)
- 第90条 条例第236条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 特定施設サービス計画
  - (2) 条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 条例第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 条例第233条第3項に規定する結果等の記録
  - (5) 条例第237条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (6) 条例第237条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (7) 条例第237条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録  
(準用)
- 第90条の2 第7条の3及び第36条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「特定施設入居者生活介護従業者」と読み替えるものとする。  
(従業者の配置の基準)

第91条 条例第240条第1項に規定する規則で定める員数は、次に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 条例第240条第2項に規定する規則で定める員数は、次に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (3) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者(条例第240条第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯においては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合は、利用者及び介護予防サービスの利用者をいう)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 条例第240条第3項の規則で定める場合は、利用者(第2項の場合は、利用者及び介護予防サービスの利用者をいう)の処遇に支障がない場合とする。

(管理者の兼務)

第92条 条例第241条ただし書の規則で定める職務は、当該指定特定施設における他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備)

第93条 条例第242条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第242条第3項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、同項ただし書の規則で定める場合は、25平方メートル以上である場合とする。

(1) 居室は、次の基準を満たすこと。

- ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
- イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
- ウ 地階に設けてはならないこと。
- エ 1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

(電磁的方法による手続)

第94条 条例第243条第1項の規則で定める方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(記録の整備)

第95条 条例第247条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定施設サービス計画
  - (2) 第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
  - (3) 条例第246条第8項に規定する結果等の記録
  - (4) 条例第248条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (5) 条例第248条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (6) 条例第248条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
  - (7) 条例第248条において準用する条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (8) 条例第248条において準用する条例第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (9) 条例第248条において準用する条例第233条第3項に規定する結果等の記録
- (準用)

第96条 第7条の3、第36条の2及び第89条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「外部サービス利用型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

---